

## デジタル業界の宣伝には気を付けてください

インボイス制度や電帳法対応などテレビの宣伝がにぎやかだ。対応していないと違法だという。しかし、電帳法に従っていないと経費を認めないという基準はない。罰則があるというのだが、法律のどこをみても罰則はない。不安を掻き立てているにすぎないと感じる。

青色申告を取り消されるというが、国税庁もそんなことしないといっている。推計課税されるというが、普通はそんなことはしない。よく考えないと、無駄な出費にならないか注意する必要がある。



税理士

足田 英司

税金や相続、  
経営に関する  
お悩みを抱えて  
いませんか



●経済産業大臣認定「経営革新等支援機関」・近畿税理士会成年後見支援センター相談員●

税理士法人 **京阪総合会計事務所**

**枚方** 072-805-5252 **淀屋橋** 06-4792-7845

「アゴラを見た」とお伝えいただくと  
**初回1時間無料!**

ご相談は事前に予約してください。

〒573-1192枚方市西禁野2-4-17第5松葉ビル3階 〒530-0047大阪市北区西天満2-6-8堂島ビルディング701

☐ <https://kskj.jp> ■近畿税理士会所属登録番号(枚方事務所1232/淀屋橋事務所1232-1)